

海外事業への出資をかたる詐欺が発生しています！

「海外事業への出資を誘われ、高齢の父親が多額の現金を送付している」という、詐欺と思われる相談が寄せられました。

「半年前、一人暮らしの父親宅に事業者のパンフレットが送られてきた。その後、事業者から電話があり、多くの人の中から父が選ばれ、中東地域で大規模な工事を行うので出資しないかと誘われた。父は土木関係の仕事をしていたので興味を持って聞いているうちに、事業者の指示で数回、小包で多額の現金を送った」とのこと。

今回は、遠方の息子に借金の申し込みをしたため、事実が発覚したというケースです。

父親宅には出資した事業の内容を証明するような書類は残されておらず、送金額の預かり証も発行されていませんでした。

絶対にもうかるといったうまい話はありません。ご家族や周囲の方から相談することもできますので、おかしいと思ったら、一人で悩まず大阪市消費者センターまでご相談ください。

介護ベッド用手すりによる死亡事故が発生しています！

消費者庁より、2014年7月に、80歳代の高齢者が手すりの隙間に頭が入り込み死亡する事故の公表がありました。介護ベッド用手すりによる事故は、2007年5月以降の7年間で67件に達し、半分以上が死亡事故です（35件）。新たな事故を起こさないよう、すぐに確実な対応策をとってください。

なお、介護ベッド用手すりを使用する際は、2009年改正の新JIS規格の製品を使用してください。新JIS規格の製品かどうか不明な場合は、レンタル事業者または販売業者に問い合わせましょう。

新JIS規格ではない手すりを使用している場合は、メーカーが配布する対応品を使用したり、クッションや毛布で隙間を塞いだりするなど必ず対策を講じましょう。



大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

- ・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター（予約不要）
その他の面談場所（要予約 6614-0999）
 - ・天王寺サービスカウンター
 - ・市民相談室(市役所1階)
 - ・クレオ大阪各館
[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

遠出の困難な高齢者の方などを対象に、相談内容に応じて、クレオ大阪各館で面談ができるようになりました。



メインキャラクター / エルちゃん